第78条　次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十　第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号の同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する場合における当該各号に規定する者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一　第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第72条第1項から第5項まで又は第8項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第78条第1号、第2号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第6号、第7号、第8号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）　1億円以下の罰金刑

三　第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条　各本条の罰金刑

（経済産業大臣の指定する指定検査機関等に関する規則等の廃止）

第十六条　次に掲げる規則は、廃止する。

一　経済産業大臣の指定する指定検査機関等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十六号）

二　独立行政法人原子力安全基盤機構に関する規則（平成十五年経済産業省令第九十四号）

三　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する規則（平成十五年経済産業省令第百十二号）

四　試験研究の用に供する原子炉等に係る独立行政法人原子力安全基盤機構の確認等に関する規則（平成十五年文部科学省令第四十五号）

（使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正）

第十七条　使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項、第五条第三項及び第七条第三項中「及び写し一通」を削る。

第九条の二を次のように改める。

第九条の二　削除

第九条の三の見出しを「（使用前検査実施要領書）」に改め、同条第一項中「（法第四十三条の九第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第九条の四を削る。

第十二条中「機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を「次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会」に改め、同条に次の各号を加える。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三　溶接施行工場の名称及び所在地

四　溶接工程表

五　検査を受けようとする事項、期日及び場所

第十二条に次の三項を加える。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施行法（以下「溶接施行方法」という。）並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書

二　検査を受けようとする容器又は管の構造図

三　溶接部の設計図

3　第1項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第1項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第十六条に次の三項を加える。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　溶接の方法に関する説明書

二　検査を受けようとする容器又は管の構造図

三　溶接部の設計図

四　溶接（第十一条第二号に掲げる容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、開先面試験、開先試験、溶接作業試験、非破壊試験（第十三条第二号に掲げる溶接部に関するものに限る。）、機械試験（同条第三号に掲げる溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験又は漏えい試験（第十一条第二号に掲げる容器又は管についての漏止め溶接を除く。）の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書

3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第十六条の次に次の一条を加える。

（溶接検査実施要領書）

第十六条の二　原子力規制委員会は、第十二条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十三条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

2　原子力規制委員会は、第十六条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第四十三条の十第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第十七条中「機構」を「原子力規制委員会」に改める。

第十九条第三項中「及び写し一通」を削る。